

平成 25 年 9 月 28 日  
(公財) 茨城県中小企業振興公社

## 第 2 回「平成 25 年度茨城県中小企業外国出願支援事業」に係る 公募期間を延長します。

(公財) 茨城県中小企業振興公社では、第 2 回「平成 25 年度茨城県中小企業外国出願支援事業」について公募期間を延長します。

### 1 概要

平成 25 年 10 月 4 日付けで公募を開始しました第 2 回「平成 25 年度茨城県中小企業外国出願支援事業」について、公募期間を以下のとおり延長することとします。

### 2 延長後の公募期間

平成 25 年 10 月 4 日 (金) ～ 11 月 1 日 (金) まで (当初は 10 月 18 日 (金) まで)

※ 持参する場合の受付時間は 8 時 30 分から 17 時まで【必着】

(土日祝日及び平日の 12 時～13 時を除く。)

### 3 公募要領等

以下リンク先で御確認ください。

<http://www.iis-net.or.jp/files/download/004/20131003131327783.pdf>

### 4 お問合せ先

公益財団法人茨城県中小企業振興公社 中小企業情報センター (担当: 荒木)
〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館9階
電話: 029 (224) 5412 FAX: 029 (227) 2586
URL: <a href="http://www.iis-net.or.jp/">http://www.iis-net.or.jp/</a> E-Mail: <a href="mailto:kokusai@iis-net.or.jp">kokusai@iis-net.or.jp</a>

## 第2回「平成25年度茨城県中小企業外国出願支援事業」募集の御案内

### 1 公募期間

平成25年10月4日(金)～11月1日(金)

※ 持参する場合の受付時間は8時30分から17時まで【**必着**】(土日祝日及び平日の12時～13時を除く。)

### 2 事業目的

優れた技術等を有し、かつ、それらを外国において広く活用しようとする茨城県内中小企業者の外国出願を支援し、国際競争力の向上及び経営基盤の強化、海外市場への新たな参入や事業展開を促進することを目的としています。

### 3 申込資格

茨城県内に主たる事業所を有する中小企業者(「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定された要件に該当する企業をいう。)及びそれらの中小企業者で構成されるグループ(グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいう。)

### 4 助成内容

#### (1) 助成率

助成対象経費の1/2以内

#### (2) 助成限度額

- ① 特許 150万円
- ② 実用新案・意匠・商標 60万円
- ③ 冒認対策商標 30万円

※ 「冒認出願」とは、日本国において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願をいい、「冒認対策商標」とは、冒認出願対策を目的とした商標登録出願をいいます。

※ 複数内容の外国出願の場合、1企業(1グループ)当たりの助成額上限は300万円となります。

#### (3) 助成対象経費

- ・外国特許庁への出願に要する経費
- ・外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
- ・外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
- ・外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
- ・本事業を実施するために会社が特に必要と認めた経費

**具体的には以下の出願が対象になります。**

申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号)第2条に規定する国際出願(以下「PCT出願」という。)を含む。)を行っている出願(以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。)であって、次のいずれかに該当する方法により、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願(以下「外国特許庁への出願」という。)を行う予定であること。

- ① パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法(ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。)

※ パリ条約とは、1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。

- ② 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT出願を同国の国内段階に移行する

方法)

- ③ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書(以下「マドリッド協定議定書」という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

(4) 申請要件

以下の要件を満たすことが、申請要件となります。

- ① 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願及び予定される外国特許庁への出願 が申請者である中小企業者による出願であること。
- ② 国及び公社等が行う補助事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者であること。
- ③ 交付決定日以降、平成26年1月末日までに外国特許庁への出願又は指定国への国内移行が完了すること。

5 募集要領

<http://www.iis-net.or.jp/files/download/004/20131003131327783.pdf>

6 申請書

申請書は、Eメールで下記事項を御記入のうえ、末尾の問合せ先に御請求ください。折り返し電子データ(添付ファイル)で申請書類一式をお送りします。

(記入事項)

- 企業名
- 担当者(部署名, 氏名)
- 電話番号
- 外国出願の種類(特許, 実用新案, 意匠, 商標, 冒認対策商標)

7 注意点

- (1) 助成事業者は、**外国出願終了後に、助成対象経費のうち助成額を除いた額を負担金として公社に支払っていただきます。**その後、公社から弁理士等へ「助成事業者からの負担金」+「助成額」を支払う形になります。それまでの外国出願料等については、弁理士等の一時立替えが必要となります。また助成事業者に対して、直接助成金が支払われるものではありません。そのため、**助成事業者・弁理士等・公社で3者契約を結ぶこととなります。**
- (2) **3者契約前に、出願手続き等を行った出願費用は対象となりません。**よって、助成対象経費のうち、3者契約締結から平成26年1月末日までの間に契約等をし、その後、支出した経費が助成対象となります。また、一度外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁に支払う費用は、年度内に支払われた費用であっても対象とはなりません。(例:出願に不備があった場合の補正費用等)
- (3) 外国特許庁に出願するために要した経費に限定したものを対象とし、外国出願料・代理人費用・翻訳費・外貨送金手数料などの助成費用に限ります(外国出願料には、出願料と同時に支払う費用が含まれます。例えば、審査請求料は出願と同時に行えば対象となりますが、出願後に行った場合は対象外となります。)
- (3) やむを得ない場合がない限り、助成対象となった外国出願を自ら放棄、取下げ又は他社に譲渡すること等は認められません。やむを得ない場合とは、倒産などの権利主体の消滅を想定していません。

6 応募・問合せ先

公益財団法人茨城県中小企業振興公社 中小企業情報センター (担当: 荒木) 〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館9階 電話: 029(224)5412 FAX: 029(227)2586 URL: <a href="http://www.iis-net.or.jp/">http://www.iis-net.or.jp/</a> E-Mail <a href="mailto:kokusai@iis-net.or.jp">kokusai@iis-net.or.jp</a>
--